

講習の課程			開設科目名 中心となる領域 含む領域	講習期日・会場	時間数 単位数	講師名	定員
免許法に定める科目名	科目に含まれる事項						
科目	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害心理	【講座Ⅰ】 令和8年7月27日（月） 28日（火） ・和歌山県 JA ビル ・県立南紀はまゆう支援学校 ・県立みくまの支援学校	15h	大阪常磐会大学 学長 山本利和	200名程度
			視覚障害者		1単位		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害児の教育課程・指導法	【講座Ⅱ】 令和8年8月8日（土） 9日（日） ・和歌山県民文化会館 ・田辺市ひがし公民館 ・那智勝浦町天満公民館	15h	大阪教育大学 教授 井坂行男	200名程度
			聴覚障害者		1単位		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱教育総論	【講座Ⅲ】 令和8年7月22日（水） 23日（木） ・和歌山県民文化会館 ・県立南紀はまゆう支援学校 ・県立新宮高等学校	15h	和歌山大学 名誉教授 武田鉄郎	200名程度	
病弱者		1単位					
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育総論	【講座Ⅳ】 令和8年8月24日（月） 25日（火） ・和歌山県民文化会館 ・県立南紀はまゆう支援学校 ・県立みくまの支援学校	15h	和歌山大学 教授 古井克憲	200名程度		
	知的障害者		1単位				
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	LD等教育総論 重複・発達領域	【講座Ⅴ】 令和8年8月17日（月） 18日（火） ・和歌山県民文化会館 ・県立南紀はまゆう支援学校 ・県立みくまの支援学校	15h	和歌山大学 准教授 北岡大輔	200名程度	

免許法改正に伴う必要修得単位数（特別支援学校教諭二種免許状）

（表内、□で囲まれた箇所が令和8年度開講予定講座）（別紙2）

講習の課程			中心となる領域					備考		
科目	免許法に定める科目名	科目に含まれる事項	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱			
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 （第1欄）		1					→（旧）養護学校教諭1種免許状取得者が新たに特別支援学校教諭二種（視覚障害領域・聴覚障害領域）を取得しようとする際も、本講座の受講が必要となる。		
	特別支援教育領域に関する科目 （第2欄）	視覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	□1					→視覚障害領域並びに聴覚障害領域は、それぞれ「心理、生理及び病理」並びに「教育課程及び指導法」の各1単位の取得をもって第2欄の要件を満たすことができる。	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1						
		聴覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1					
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		□1					
		知的障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			□1				→免許状に領域を追加していく際には、それぞれ第2欄における各領域の単位を取得すること。 →なお、平成18年度までの既得単位のカウントは以下のように行うこと。「障害児の心理（第2欄）」＋「障害児の教育課程（第2欄）」をもって、知・肢・病いずれかの中心となる領域1単位分となる。
		肢体不自由者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				1			
		病弱者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					□1	→第2欄知的障害者を教育する領域は、平成20年度まで2単位（「知的障害児の教育課程・指導法」「知的障害心理」）をもって当該領域に必要とされる要件を満たすことができるとしていたが、平成21年度から講座内容を包含し、肢体不自由・病弱の各領域同様、1単位をもって要件を満たすことができることになった。	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 （第3欄）	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	□1（中心となる領域）					→平成19年度以降、免許取得を目指す受講者は、全員取得する必要あり。 ☆平成23年4月1日以降の免許申請には、左記下線部「教育課程及び指導法」に係る科目内容の修得を要する（平成22年度開講講座から摘要済み）。		
	選択		1			2		→既得単位の活用可。なお、取得希望の領域に対し、第1欄から第3欄までの要件をそれぞれ満たし、かつ合計単位数が6単位数を上回る場合は、選択単位数は必要としない。		
	最低必要となる総単位数		6			6				
	必要在職年数（取得している基礎免許状に基づく）		3年							

（注1）各講座内容及び単位数の取扱いについては、文部科学省への申請結果により変更する場合があります。